



事務所だより

vol. 61

Winter
2026

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 INTER ONE TOWER 6階 ※2025.10.24から事務所所在地ビル名が変更
TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224／FAX 法律・税務共通：06-6361-0096
ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/> (2026年1月発行)



新年のご挨拶を 申し上げます

1946年11月3日、私たちの先輩たちは、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し、戦争を放棄し、軍備及び交戦権を否認して、日本国憲法を制定了。憲法の最大の特徴は平和主義です。この憲法には、第二次世界大戦で亡くなつた何百万人という人たちの平和への願いが込められています。

この願いをどう実現するかが、まさに今問われています。

日弁連では、昨年の秋、戦後80年を期して「あなたの願いをポスターに」と題して、「憲法ポスター展」を企画しました。憲法をもっと身近なものに、そして中身を知つてほしいという取り組みでした。

小学生以下の部、中学生・高校生の部、一般の部の三部門で募集し入賞作品を決めました。一番応募が多かったのは小学生の部。

小学生以下の部では、憲法についての素朴なポスターが数多く見受けられ、選考には大変苦労しました。一方で、一番興味を持ってほしい中高校生の応募が少なかったのは残念でした。

お母さんに抱かれた赤ちゃんの、つぶらな瞳とかわいい手の写真に、「戦後80年、この手に武器をもたせてはいけません」というポスターが金賞に選ばされました。

—— 日本国憲法 9条 1項 ——

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

| | |
|-----------|-------------|
| 弁護士 山口 健一 | 弁護士 松田 七海 |
| 弁護士 山口 昌之 | 弁護士 木村 健 |
| 弁護士 東 尚吾 | 税理士 山口 裕之 |
| 弁護士 藤原 智絵 | 客員弁護士 三上 孝孜 |
| 弁護士 藤澤 謙祐 | 事務局一同 |

新しい戦前にしないために

弁護士

山口 健一

昨年、高市内閣が発足しました。政権から公明党が離脱したため、自民党と日本維新の会が連立政権に合意しました。自民党が、アクセル、公明党がブレーキという評価もありましたが、今回は、アクセルとアクセルという評価がされ、大きく右旋回するのではないかという心配があります。

連立政権の合意書を見ると。憲法9条や、緊急事態条項（非常事態に人権保障を停止し政府に極度に権力を集中する制度）に関する憲法改正、そして外交、安全保障については、憲法違反として、日弁連や多くの人が反対した安保関連3文書をさらに前倒しで改定することがうたわれています。また、防衛産業をさらに進めて武器の輸出を大々的に行えるようにすることも合意されています。

これまで何度も出され廃案になったスパ

イ防止法の制定や、外国人政策についても、排外主義をうたい、まるで外国人はルールや



法律を守れない人種だとして、厳しく対応するうたっています。高市首相の「鹿を蹴り上げる外国人」というフレーズがそれを象徴しています。

いま日本は、「新しい戦前」へ、まっしぐらに進もうとしています。

軍備を強化し、治安維持法を作り、国民を戦争に駆り立て、何百万人の国民が犠牲になったあの時代に、決して戻ってはいけないのです。

お知らせ

入所のご挨拶

客員弁護士 三上 孝孜

はじめまして。本年1月より、友人の山口健一弁護士をはじめ、事務所の皆さんのご好意で、客員弁護士として迎えて頂きました三上孝孜（みかみ たかし）です。

山口弁護士とは、大阪弁護士会や日弁連の憲法委員会で、共に活動しています。また、ゴルフなどの趣味の仲間でもあります。

私は、弁護士登録（修習21期）以来、大阪中央法律事務所で勤務していましたが、本年1月に81歳（自分で予定していた高齢定年）になるのを機会に、昨年12月末日をもって、定年退職しました。

私は、大阪弁護士会や日弁連で、憲法委員会の外に、死刑廃止実現委員会に所属しています。これからも、弁護士会活動を通

じて、世界平和実現のために憲法9条を守り、人権擁護のために死刑廃止を目指すなどの活動を続けたいと思っています。

趣味は、ゴルフ、スキー、ランニングなどのスポーツが好きです。数年前に、高校生の孫娘と競争しようと思い、英検に挑戦しました。準2級と2級にはかろうじて合格したものの、準1級には歯が立たず、諦めました。それでもボケ防止に、毎週、英会話教室に通っています。

皆さま、どうかよろしくお願いします。





示談は何のためにするの？

弁護士

山口 昌之

「示談」とは

よくニュースなどで示談が成立したと言われますが、もともと「示談」は正式な法律用語ではなく、内容としては和解契約の一種になります。当事者相互がお互いに譲歩して紛争を解決するという性質になります。

もちろん、民事事件でも示談が成立する（例えば交通事故）ということはありますが、ニュースで取り上げられるのは刑事事件での示談です。

皆様にとって、示談のイメージは様々だと思いますが、犯罪行為に及んだ人が、お金の力を使って事件をもみ消す、執行猶予を狙いに行く、刑の長さを短くするといった、負のイメージを持つ方もいると思います。

では、実際の実務において、示談は何のために行われているのでしょうか。

示談の目的

示談をする場合の最大の目的は、犯罪被害に遭った被害者の方の被害回復になります。一般的な刑事事件で、被疑者・被告人が身体拘束をされている場合、何もしなければ被害者の被害が回復されることは通常ありません。窃盗や詐欺に遭った、怪我をした、わいせつ行為をされた等々、様々な犯罪がありますが、精神的な被害はともかく、経済的な被害はお金を支払って回復するしかありません。示談をすれば、少なくとも経済的な被害は回復されることになります。

次に、被疑者・被告人の反省や更生を促すという目的があります。争いがない事件という前提ですが、本人の反省や更生への気持ちは、思っているだけでは伝わりません。弁護人を通じて謝罪の意思を伝えるとともに、被害回復のための支出や取り組み

をすることによって、二度と同じ過ちを繰り返さないようにしようという意識をより強くもってもらうという意味があります。

示談が成立すれば、結果的に事件が起訴されなかったり、執行猶予が付いたり、刑期が短くなることはあります。しかし、それは「単にお金を支払った」ということではなく、被害が一定回復されたことと、被疑者・被告人が謝罪や更生への意欲を対外的に示した結果と言えます。

実際の事件では

私が実際に経験したものでは、交通事故の死亡事故で遺族との間で示談が成立して罰金刑となった事案、交際関係にあった男性からの傷害事件や監禁事件で、今後二度と会わぬことを条件として示談が成立して起訴猶予となった事案、複数の同種前科があった被告人の窃盗事件で示談が成立し、執行猶予がついた事案、その他たくさんの方の事件を経験しています。

世の中から犯罪行為がなくなることはありませんが、起こった後にどういうことができるのか。示談をすることは、より良い解決をするための手段だと言えます。



「下請法」から「取適法」へ

弁護士

東 尚吾

本年2026年1月1日より、「中小受託取引適正化法（取適法）」（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律）が施行されました。この法律は、従来あった、いわゆる「下請法」の名称を変更して、新たな枠組みで対象取引の適正化を図るもので、対象取引の拡大や規制の強化がなされています。

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、事業者がそれら経費増加を賄う原資を得る必要があるなか、中小企業をはじめとする事業者がそれら原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を行うことできる「構造的な価格転嫁」の実現の必要が唱えられてきました。

取適法は、発注者と受注者の対等関係を示すために、「親事業者」「下請事業者」「下請代金」という用語を改め、「委託事業者」「中小受託事業者」「製造委託等代金」等として法律の名称も変更しました。

取適法は、従来定められていた委託事業者の禁止行為（受領拒否や支払遅延等）に加え、価格転嫁を阻害し、発注者が受注者に負担を押し付ける商慣習を一掃すべく、委託事業者が価格協議に応じず必要な説明を行わないなど一方的に代金を決定する行為を禁じました（法5条2項4号）。手形払いも禁止となりました（5条1項2号）。

また、従来「下請法」が対象外としていた発荷主が運送事業者に対して物品運送を委託する取引（特定運送委託、法2条5項）を、新たな類型として適用対象取引に追加しました。さらに、従来の資本金基準に従業員基準を追加し、法律の適用を不当に逃れることを防ごうとしています。

その他、製造委託対象物の追加、書面交付義務の方法の改正、事業所管省庁の指導助言権限を付与するなど、規制が強化されています。現在締結している契約書が取適法に反していないか、チェックが必要です。

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る）



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）



(公正取引委員会リーフレットより)



尋問ってどんなんだ

弁護士

藤原 智絵

「今、事故から10年以上がたって、ここに証言に立っています。最後にあなたが、被告東電、国、そして裁判所に訴えたいことをまとめてください。」

相代理人の声とほぼ同時に、複数台設置されたモニターに文字が浮かび上がる。じっと見つめた彼は、キーボードに向かう。静まりかえる大法廷の中で、カタカタカタという音だけが5分ほど続き、回答がモニターに打ち出される。文字の力に、すでにすり泣きはじめる原告たち。彼の手が上がり、代読開始の合図。こみ上げるもので声が震えないように、慎重に読み上げる。

昨年、原発避難者の大阪訴訟において実施された、難聴の方の本人尋問です。代理人による質問後、速記により質問がモニターに表示され、ご本人が回答を打ち込み、その文字を私が読み上げる。大阪地裁でも過去に数回も実施例がない方法。文字と声により紡がれる時間が、とても尊いものに思えました。

* * *

訴訟で行われる最大の証拠調べが、尋問です。証人や当事者本人が発する言葉そのものが証拠となる手続。裁判所が初めて、生の社会に接する場面とも言えます。

主尋問は、その尋問を申請した側が最初に証人や当事者に対して行う質問のこと。事前に問い合わせを必死で練り、練習を重ね、その結果を丁寧に出すものです。ただ、ご本人の尋問当日の体調や精神状態により、答えが様々に変化することも。その中で、裁判所に伝えたい事柄をどう紡ぐかに全神経を集中させます。

反対尋問は、相手方から行われる、主尋問の証言の信用性を弾劾する質問のこと。尋問を受ける方からすれば、「敵対する弁

護士」からの質問と認識される場面です。記録から想定する質問はあるものの、主尋問で出された答えをもとに臨機応変に質問を考え、様々な角度から事実を検証します。

訴訟に携わる弁護士にとって、尋問時間は、最も緊張感高まる瞬間ではないでしょうか。

* * *

とはいっても、特に民事事件では、映画やドラマにあるような劇的な展開、反対尋問でこれまでの証言の全てが覆るような瞬間はめったとありません。時に淡々と重ねる質疑応答は、当事者の目には物足りなさを抱かせるかもしれません。

しかし、どれだけ生の事実を正確に伝えることができるか、そして、その裏にある思いや生き様を伝えることができるか、書面を超えた部分に光を当て裁判所の心を動かすことができるかどうかは、尋問の力にかかると思います。当事者の方の仕草、答え、その姿から、弁護士自身が力をもらっているのも事実です。

かくいう私も、まだまだ試行錯誤の途中。15年の経験をよりよい尋問時間につなげられるよう、今年も挑みます。



特定継続的役務提供

弁護士

藤澤 謙祐

はじめに

近年、美容医療をめぐるトラブルが増加しています。美容医療は高額で、複数回の施術を長期間にわたって受けることが多いという性質から、特定商取引に関する法律（以下、「特商法」といいます。）により規制されている「特定継続的役務提供」に該当するケースが少なくありません。

本稿では、特定継続的役務提供の概要とトラブル事例、そして問題が生じた際の対応方法を解説します。

特定継続的役務提供とは

特定継続的役務提供とは、エステ、美容医療、語学教室、家庭教師等の在宅学習、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの7つの分野に関する契約のうち、高額な費用を要し、一定期間継続して提供される契約をいいます。

トラブルが起きやすい理由と事例

これらの契約には、効果の判定が難しいことや長期契約であることから、消費者が途中でやめにくく、トラブルに発展しやすいという特徴があります。

トラブル事例

Aさんは、SNSに表示された割引広告を見て美容外科を訪れ、シミ取りのカウンセリングを受けました。しかし、説明の過程で、希望していなかったリフトアップ施術も併せて勧められ、そのまま契約する流れになってしまいました。シミ取りは月1回程度のレーザー照射を10回行うコース、リフトアップは1回の施術で済む内容で、それぞれ数十万円の費用がかかるものでした。その後、Aさんは、望んでいなかったリフトアップ施術の契約を迫られたことに不信感を抱き、また、他院ではより安価で施術を受けられることを知り、解約を望む

ようになりました。

このような場合の対応方法

（1）シミ取り施術について

レーザーによるシミ取りは美容医療に該当し、1ヶ月を超えて継続する施術であり、支払金額が5万円を超える場合、特定継続的役務提供に該当します。

この場合、特商法で定められた事項を記載した契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフが可能となり、契約を取り消すことができます。8日間経過後も、中途解約は可能です。

また、勧誘時に不適切な説明があった場合には、8日間経過後でも契約を取り消せる可能性があります。

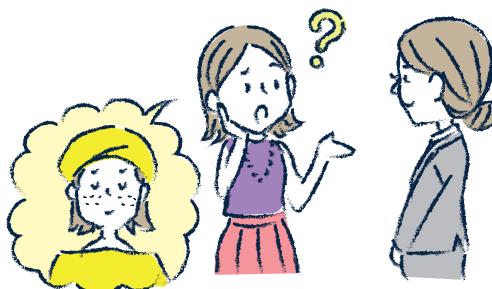
（2）リフトアップ施術について

リフトアップは1回で完了する施術であるため、単独では特定継続的役務提供には該当しません。

ただし、シミ取りと一体のコースとして説明・契約された場合には、全体として特定継続的役務提供と評価される場合があります。その場合、シミ取りと同様に、クーリングオフをすることが可能です。

最後に

美容医療は高額・長期契約になりやすく、トラブルが少なくありません。契約内容に不安を感じた場合や、不本意な勧誘を受けた場合には、消費生活センターや弁護士等に早めに相談することが重要です。





旧優生保護法補償金等請求 サポート弁護士制度

弁護士

松田 七海

2024年7月3日、最高裁判所大法廷で、旧優生保護法のうちの各優生条項が憲法13条、14条に違反する、という判断がされました。このニュース自体は大きく報道されましたし、ご存じの方が多いと思います。今回は、その旧優生保護法で被害に遭われた方々が補償金等を請求できること、及びそのサポート弁護士制度をご紹介します。

旧優生保護法とそれに基づく手術実態

補償金等のサポートをご紹介する前に、旧優生保護法がどのような法律だったのか少しだけ説明します。

旧優生保護法とは、1948年に現行憲法の下で制定され、1996年に母体保護法に改正されるまでの間、日本で施行されていた法律です。旧優生保護法は、優生思想・優生政策上の見地を背景に、特定の障害・疾患有する方を「不良」と扱い、その「不良」な子孫の出生を防止することを目的に含んで、一定の要件の下、強制不妊手術（優生手術）・人工中絶の合法化等を定めていた法律です。

この法律の下、生殖にかかわる重大な手術を受けることになった方、そしてそのような手術を本人も全く知らないままに行われた方がいます。旧優生保護法の優生条項

があったため、そのような手術は「合法」で行われていたのです。¹⁾

旧優生保護法補償金等支給法と サポート弁護士

最高裁で憲法に反しているという判断がされたという経緯もあり、2025年1月17日、「旧優生保護法補償金等支給法」が施行されました。この法律では、国が旧優生保護法の優生手術に関する条項が憲法に反するものであったことを認めた上で、旧優生保護法の立法と施行について明確に謝罪をしています。そして、この法律は旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人または特定配偶者²⁾（本人または特定配偶者が死亡している場合はその遺族）に対し、補償金等を支払うことを定めています。ただ、この補償金の請求期限は現時点では施行日から5年間と定められているので注意が必要です。

補償金等の請求には、一定の書面作成や資料調査が必要となります。日弁連ではサポート弁護士制度をたちあげ、補償金等の請求に際して必要となる請求書や陳述書の作成、資料の調査等を支援し、円滑な請求・認定をサポートします。このサポート弁護士の利用はすべて無料です。

補償金や一時金の請求を検討されている方、手続きについて知りたいという方は、まず各都道府県の相談窓口にご連絡ください。

1) なお、一部旧優生保護法の要件すら満たしていない手術があったことも報告されています。

2) 特定配偶者とは、本人の手術日から本法公布日の前日までに婚姻（事実婚含む）していた方等をさします。





ペットはモノ？



弁護士

木村 健

以前、日本では子どもよりペットが多い、というニュースがありました。実際、子ども（15歳未満人口）の数は約1366万人（※1）、飼育されている犬は約679万6千頭、猫は約915万5千頭（※2）のようです。では、日本の法律上、ペットはどう扱われているのでしょうか。

ペット＝動物はヒトではないので、民法上はモノ、すなわち動産（民法86条2項）となり、所有権の客体（民法175条以下）として扱われることになります。また、刑法上も、他人のペットに対する「傷害」は器物損壊罪（刑法261条、3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金若しくは科料）になりますが、これも所有権の側面を重視したものといえます。

動物を保護する法律の歴史は短く、旧刑法の牛馬殺害罪（旧刑法422条、6月以下の重禁固刑と20円以下の罰金）・家畜殺害罪（同423条、20円以下の罰金）にはじまり、警察犯処罰令の動物虐待罪（令3条14号、20円以下の科料）、軽犯罪法の動物虐待罪（法1条21号、拘留又は科料）を経て、昭和48年によく動物の保護及び管理に関する法律（平成11年に動物の愛護及び管理に関する法律に改名）の制定に至りました（※3）。

同法は、愛護動物の殺傷（同法44条1項、5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金）、ネグレクトや遺棄（同2項3項、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）を処罰するだけでなく、動物取扱業の規制、飼養に関する飼主の責任等を定めています。

しかし、近年も悪質ブリーダー問題や多頭飼育崩壊などの痛ましい事件が後を絶ちません。規制が十分でないとか、規制があっても遵守されていない等の問題点が指摘されています。また、人間が主体となる動物愛護（人間が動物を可愛がり思いやる）から、動物が主体となる動物福祉（動物自身が健康で充足していることの実現）への根本的転換を求める声もあります（※4）。

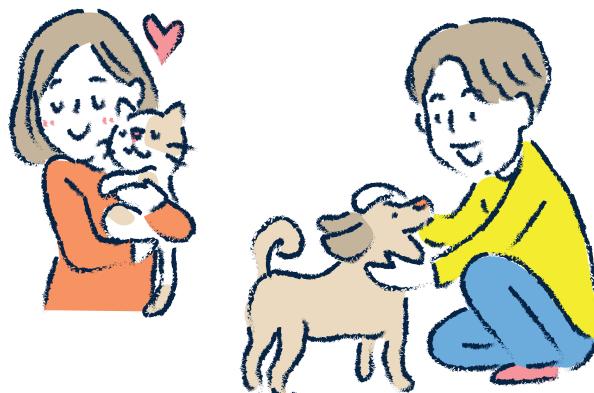
弱い者や虐げられている者とどう向き合うかは、まさに文明の試金石といえます。

※1 総務省「統計トピックスNo.145わが国のことの数」
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/topics/pdf/topics145.pdf> (2025.11.18最終閲覧)

※2 一般社団法人ペットフード協会「令和6年全国犬猫飼育実態調査 Ⅲ. 主要指標サマリー」
<https://petfood.or.jp/pdf/data/2024/3.pdf> (2025.11.18最終閲覧)

※3 青木人志『日本の動物法 第2版』53~64頁（東京大学出版会、2016年）

※4 公益財団法人日本動物福祉協会「動物福祉について」
<https://www.jaws.or.jp/welfare01/> (2025.11.18最終閲覧)



概要

証券税制は、株式や投資信託などの証券投資で得た利益にかかる税金の仕組み全般を指し、主な課税対象は、株式の譲渡益（売却益）、配当金などです。

株式の譲渡益に対する課税

株式の譲渡益は、株式の譲渡代金から取得費や手数料の経費を差し引いて計算されます。取得費は、株式の購入代金に購入時の手数料を加算した金額をいい、相続により取得した場合は、被相続人の取得費を引き継ぎます。取得費が不明な場合は、株式の譲渡代金の5%を取得費とすることもできます。同じ年の複数回の譲渡によって、譲渡益と譲渡損失が両方発生した場合は、譲渡益から譲渡損失を差し引きます。また、株式の譲渡益に対する税率は20%（所得税15%、住民税5%）とされており、2037年12月末までは所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税が課税されます。

株式の配当金に対する課税

株式の配当金が支払われる場合は、その支払の際に20%の税率で源泉徴収が行われ、原則としてこれで課税関係を終了させることができます。なお株式の譲渡益に対する課税と同様に、復興特別所得税が課税

されます。

株式の譲渡損失が発生した場合

上場株式等の譲渡損失が発生して、その年の株式の譲渡益から差し引いてもなお損失が残る場合は、確定申告書を提出することにより、翌年以後3年間、株式の譲渡益から差し引くことができます。

株式の譲渡損失と配当金の損益通算

上場株式等の譲渡損失は、給与所得や雑所得といった他の所得から差し引くことはできませんが、上場株式等の配当金からは差し引くことができます。

NISA

NISAは、証券会社などの金融機関に開設したNISA口座（非課税口座）を通じて、上場株式などに投資をすると、NISA口座内での配当金や株式の譲渡益が非課税となる制度（少額投資非課税制度）です。2014年から開始しましたが、2023年度税制改正において、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層が幅広く資本市場に参加することを通じて、成長の果実を享受できる環境を整備するとの観点から、これまでのNISA制度の抜本的拡充、恒久化が行われ、2024年から新制度が開始しました。

NISA口座は、一定の投資信託を対象とする投資に利用できる「つみたて投資枠」と、上場株式への投資に利用できる「成長投資枠」の2つから構成（枠は同じ年で併用可能）されています。「つみたて投資枠」で投資できる金額は年間120万円までで、「成長投資枠」は年間240万円までです。ただし、年間投資枠のほかに1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円）の非課税保有限度額が設定されており、これを超過する投資を行うことはできません。



お正月の過ごし方

わが家の新年会

弁護士 山口 健一

毎年、お正月は、私と妹たち家族がわが家に集まって、新年会です。3家族の夫婦、子供たち、そして孫が集合。総勢40名以上が参加します。



それぞれがおせちを数品ずつ持ち寄り、あとはわが家で準備。お昼過ぎから始まって、時には深夜まで。孫たち、甥っ子たち、姪っ子たちの成長には、毎年目を見張るものがあります。

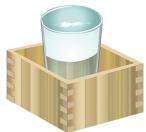
ひ孫の世代まで続けたいのですが、そこまで体力が持つのかどうか。

お正月の過ごし方

弁護士 山口 昌之

1月1日は、基本的に外に出ません。朝からおせち料理を食べながら、お酒を飲みつつ、ニューヤー駅伝を眺めます。お昼になれば、お酒を飲みながらおせち料理を食べ、テレビを見たり音楽を聴いたりしながら、ゆっくり過ごします。夕方になれば、おせち料理の残りを食べながら、お酒を飲んで、夜になれば寝ます。

近年は、休日でも昼からお酒を飲むことはほとんどなくなりましたが、お正月だけは一日不摂生を許しています。



安全第一

弁護士 東 尚吾

恥ずかしくてあまり周りに言いませんでしたが、一昨年暮れに自転車で転倒し、正月は身体が思うようにならない状態でした。相当派手に転倒したようで、あちこち痛打し、瞬間、骨折した！と思うくらい痛かったのですが、幸い膝の外傷とズボンの犠牲で済みました。ともかく油断できません。自転車に乗るときには安全第一で、年始くらいの穏やかに過ごしたいものです。



黎明に向かいて

弁護士 藤原 智絵

窓を開け、薄暗い空に向かって伸びをする。最初の3日だけどうにも新鮮なのは、この国に正月があるからか。豆を挽き、湯を立て、今日はどこから彫り進めるかと考える。ささくれ立った木目。もう少し切り出しを使うか。昨夏見た舟越保武の聖母のまなざしは、同じ人間が彫ったとは思えない。いつかは私も…



なーんて。バターしように絡めた餅をほおばりながら、彫刻家になった場合の過ごし方を、夢想するのであります。

舟越親子の作品に向かう階段は美しい

穏やかなお正月

弁護士 藤澤 謙祐

正月は、一年の始まりをゆっくり整える時間として過ごします。朝はおせち料理と温かいお雑煮を味わい、落ち着いた気持ちで新年を迎えます。その後は散歩に出て澄んだ空気の中を歩き、気持ちをリフレッシュします。初詣では、一年の無事と充実を静かに祈ります。帰宅してからは、好きな本を読んだり映画を見たりしながら、穏やかな時間を楽しみます。そんなふうに、心と体をゆっくり整える正月を過ごします。



結局寝正月

弁護士 松田 七海

10日間ほどオーストラリアの別荘で過ごすのがお正月の恒例らしいです。これは、芸能人の明石家さんまさんのお正月の過ごし方ですね。私はとすると、明石家さんまさん出演のものも含めてありとあらゆる新年特番を血眼でみつつお餅とみかんと食べるというお正月を過ごしています。芸能人のような海外でのお正月とは無縁ですが、これはこれで“お正月らしい”過ごし方だと思います。



若さとの別れ

弁護士 木村 健

インドア派なので、家にこもってひたすらご飯を食べながら、お笑いの特番とウイーン・フィルハーモニー管弦楽団のニューイヤーコンサートを観るのが日課です。かつてはネクストブレイク芸人をい

ち早く追いかけていましたが、最近ついに若手芸人の顔と名前が一致しないようになり、衝撃を受けています。



ビール

税理士 山口 裕之

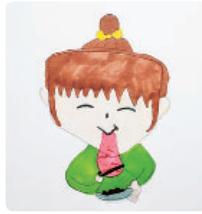
学生の頃は友達と大晦日からカウントダウンイベントへ行って年越し、そのまま初日の出を見に行き、その流れで初詣に行くというようなことをしていましたが、ここ数年はすっかり何もしない正月になっています。毎年何か変わったことをしようと思うのですが、今年もおせち料理をアテに特番を見ながらビールを飲んで過ごしていると思います。



えびもち

事務局 澤田 智子

お正月は、厄年に門戸厄神にお参りしてから、初詣はずつと門戸厄神です。干支の置物の可愛らしさに惹かれて、毎年干支みくじをひいています。



わたしは、お雑煮のお餅も好きですが、一番はえびもちを焼いてお醤油で食べるのが大好きです。また、帰省する兄家族と母を交えてゲームをしたり、出かけたりしてワイワイガヤガヤ楽しく過ごします。

お餅が伸びるように、今年も家庭円満に過ごしたいです。

現代版コマ回し

事務局 奥井ゆかり

甥っ子が滞在した昨年は、いつもと違っていました。小学生に人気の「ベイブレード」でひたすら遊ぶこととなったからです。

ベイブレードとは、昔のベーゴマが進化したものだそうで、専用のスタジアムで互いのコマをぶつけて戦います。想像以上の激しさに戸惑いながらも、攻撃型か防御型か、などタイプがわかつてくると本気になってしまいました。

彼のベイブレード熱は冷めていないようなので、今年の戦いも密かに期待しています。



お正月のおもいで

事務局 宮嶋 晴子

ずいぶん昔になりますが、まだ父母が健在だったころ、叔父一家とともにお正月を勝浦で過ごしたことがありました。

年越しのカウントダウンに盛り上がり、初日の出は旅館から眺めました。温泉に入って、旅館のおせち料理で迎えたお正月は最高のひとこと！

母は、おせちを作らなくていい年末を心から楽しんでいました。

そんなことを思い出しながら、毎年、祖母や母から引き継いだおせちをつまむお正月を過ごしています。



そして年越しは淡海地鶏で鶏南蛮そば

1月の恒例行事

事務局 八重垣有夏里

お正月を過ぎてしまいますが、西宮出身の私が心躍るのは一月中に開催される十日えびすや、門戸厄神東光寺の厄除け大祭のお参りです。駅からの参道は交通止めになり、屋台がたくさん出ます。子どもの頃はお年玉を握りしめ、家族や友人と楽しみました。コロナで足を遠ざけていましたが、今年は金運アップ＆無事に厄年を終えたことのお礼に久しぶりにお参りしたいなと思います。



やっぱり音楽にひたって…

事務局 富田 宏史

9月「ベートーヴェン・第九」、11月「モーツアルト・レクイエム」、12月「1万人の第九」と怒濤の本番出演ラッシュで年末まで走りました。忙しくも楽しい昨年後半でした。大晦日は東急ジルベスターコンサートの毎回恒例

「ボレロ」。最後の音がちゃんと0時ピッタリに間に合ってお正月を迎えるかハラハラしたり、ウイーンフィル・ニューイヤーコンサートを聴いて過ごしたりと、身体のほうはマッタリしつつも耳は忙しいお正月。



年越しはいつも鴨と葱を焼いて「鴨なんば」…誰かさんが気になつてゐるようです

わくわくするお正月 事務局 北野佳名子

子どもの頃のお正月は、お年玉をもらうことや、お友達から届く年賀状を読むことが、とてもわくわくして楽しんでいた。

大人になってからは、おせち料理をいただきながら、新しい一年を迎える、新年のご挨拶の年賀状を読んだり、初詣に行ったり、ゆっくり過ごすことが、お正月の過ごし方です。

お正月やすみに、旅行など、わくわくする計画をしてみたいと思います。



書き初め

事務局 岡山 幸代

先日、小学生の習字作品が展示されているのを見かけ、書道を習っていた頃を思い出して、久しぶりに書いてみたりなりました。

慣れないことをして、正座しんどいな、わーつ



編 集
後 記

謹んで新年のお喜びを申し上げます。今号も事務所だよりをお楽しみいただけましたでしょうか。昨年、ビル名がINTER ONE TOWERへと変わり、今年から、客員として三上孝孜弁護士が加わります。日々の変化の波に乗り遅れないよう。気持ちも新たに、新年を迎えることをお祈り申し上げます。

【宮嶋 晓子】



○京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て、なにわ橋（ライオン橋）を北側に徒歩3分

○地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て、北側に徒歩4分
○阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐ

墨が飛んだ！などと書く前からいろいろありそうですが、何を書こうかと、今年の目標や、いま感じていることを考えながら、筆に墨を含ませて姿勢を正す。気分転換にもなり、だらだらしがちなお正月にぴったりです。



やっぱりお散歩

事務局 谷山佐和子

子どもの頃のお正月とは、目覚めると枕元に新しい服が用意されていて、それを着てお雑煮を食べ、祖父が読むかるたを取り、初詣に行くという感じでした。

今は、部屋着でだらだら。初詣も、昨今のご利益ブームで一人の参拝時間がやたら長くなり（住所まで唱えますからね）、近所の神社も長蛇の列となってしまったので、三が日を過ぎてから行くよう。

犬の散歩やいつもよりがらんとしたコンビニに行くのが唯一のお出掛けです。



〈業務時間のごあんない〉

月～金曜日 9:00～18:00

※弁護士の予定により、18時以降の業務もあります。

【休日】土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールでもご利用ください。

仕事始めは1月5日(月)午前9時からです

最近宛先不明で、事務所に返送される事務所だよりがあります。もしご希望があれば、引き続きお送りいたしますので、ご転居の際には、お電話かEメールで事務所にご連絡いただければ幸いです。

TEL : 法律部門 06-6361-3234
税務部門 06-6361-3224
FAX : 法律・税務共通 06-6361-0096
ホームページ <https://yamaguchi-law.jp/>